

令和 2 年 5 月 14 日現在

機関番号：32710

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03110

研究課題名(和文)江戸時代後期における賃借人の脇荷貿易とその貿易品について

研究課題名(英文)The Kambang Trade by the Lease Holder (pachter) in the Late-Edo period and the Trade Goods concerned

研究代表者

石田 千尋 (ISHIDA, Chihiro)

鶴見大学・文学部・教授

研究者番号：00192485

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：江戸時代後期(1835～1854)、日蘭貿易において賃借人(pachter)と呼ばれた人物が日本でおこなった脇荷貿易とその貿易品に焦点を絞り、当時の脇荷取引の実態(取引額・システム等)とその輸入品の実態(品目名・種類・数量・原産地等)を具体的な事例を通して解明することにつとめた。その結果、当時の脇荷貿易は、バタヴィア政庁と賃借人との間で結ばれた契約に原則として基づいており、政庁と賃借人はお互いに補完しあう密接な関係性を維持しておこなわれていたことが明らかになった。また、脇荷物の種類は従来と変わりはなかったが、薬種類や書籍類など日本の洋学興隆の面からみて、文化史上、重要な取引の品々であった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

賃借人の脇荷貿易とその貿易品の解明は、後に展開する管理貿易から自由貿易へと移行する正に近世から近代への転換点を解明する上に欠かすことのできない課題である。天保・弘化・嘉永期の日蘭貿易において自由貿易を目指すオランダにとって脇荷貿易とその貿易品(脇荷物)の輸入は、従来の本方貿易とその貿易品(本方荷物)の輸入にかわって注目すべき重要な取引となっている。一方日本国内においては、脇荷貿易において取引された品々が洋学の発展に多大な貢献を成していたと考えられ、本研究は経済史的な意義だけでなく、文化史的意義においても重要な研究といえる。

研究成果の概要(英文)： This article focusses on the so-called kambang trade in the late-Edo period (1835-1854), which was carried out in Japan by a person who was called the pachter (lease holder) of the Japanese-Dutch trade and on the trade goods (kambang goods) concerned. An attempt is made to clarify the state of the kambang transactions at the time (e.g. the trade system), as well as of the imported goods (e.g. their names and amounts), illustrated with concrete examples. From this, it becomes clear that the kambang trade in this period was based on contracts concluded between the Dutch Government in Batavia and the lease holder and that the trade was performed by maintaining close relations which were profitable for both parties. Moreover, one can conclude that, although the kinds of trading goods did not substantially differ from those in earlier times, medicines and books became of special importance in view of their cultural value at a time when Western Learning (Yogaku) was at its zenith.

研究分野：人文学

キーワード：日蘭貿易 オランダ船 脇荷貿易 脇荷物 賃借人

様 式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) いわゆる鎖国体制下において、長崎に来航していたオランダ船は、わが国にとってヨーロッパ唯一の通商相手であった。オランダ船が持ち渡った輸入品は時の中央権力である江戸幕府の管理・統制のもとに取引された。オランダ船が持ち渡った積荷物は、オランダの通商圏内の品々であり、それが各種の手続きを経た後、日本市場にもたらされ、当時の日本文化・社会・政治・経済にさまざまな影響を与えていった。オランダの通商圏は、ヨーロッパおよび東インドにおけるオランダの立場によって変動をきたし、その変動は自ずと日本との貿易および貿易品に影響を与えずにはおかなかった。したがって、オランダ船が当時長崎に持ち渡った積荷物とその取引・流通の解明は、近世の日蘭貿易史および日蘭関係史ばかりでなく、日本文化・社会・政治・経済史を考える上において重要な課題といえる。

(2) 近世の日蘭貿易は、大きく分けて二つの取引が行われていた。一つは本方貿易と称し、オランダ東インド会社の会計に属する商品群の取引であり、東インド会社にとって直接損益にかかわるものであった。もう一つは脇荷貿易と称し、17世紀より許された私的貿易品の取引であった。なお、オランダ東インド会社は1799年に崩壊し、その後、日本との貿易はバタヴィアの東インド政庁の管理下に入り、長崎商館(出島)はこの政庁の商館になるが、長崎商館での本方貿易・脇荷貿易は以前同様に続けられた。

(3) オランダ船が持ち渡った積荷物には、[1]本方荷物～主に本方貿易で取引される商品、[2]脇荷物～主に脇荷貿易で取引される商品、[3]誂物～将軍をはじめとする幕府高官・長崎地役人等によってオランダ船に注文されたものの持ち渡り品、[4]献上・進物品～オランダ人が貿易取引を許されている御礼として江戸参府の際に贈る品(将軍へは献上品、幕府高官へは進物品と称した。なお、これらの品は、[1]本方荷物の中から取引前に選り分けられたものである。)、その他、各所への贈り物やオランダ人が長崎商館で使用する日用品などが存在した。

(4) 上記の内、脇荷貿易ならびに脇荷物に関して、国内では、関山直太郎「看板(Kambang)貿易考」(『経済史研究』第13巻第6号、昭和10年)・永積洋子「オランダ商館の脇荷貿易について - 商館長メイランの設立した個人貿易協会(1826 - 1830) - 」(『日本歴史』第379号、昭和54年)・山脇悌二郎「脇荷貿易雑考」(箭内健次編『鎖国日本と国際交流』下巻、吉川弘文館、昭和63年)等を挙げることができる。また、国外では、Dalhuizen, L.G.; *De Societeit van Particuliere Handel op Japan, 1826-1830*. Leiden.等が挙げられる。しかし、日蘭両史料の詳細な照合の上に体系化し、貿易史上、文化史上における脇荷貿易ならびに脇荷物の位置付けを実証的研究成果の上に進めていくことは今後の重要な課題として残されている。

2. 研究の目的

(1) 近世における脇荷貿易の継続には常に問題が付きまっていた。19世紀前半の1827年(文政10)になると、バタヴィア政庁は商館職員・船員らの脇荷貿易組合 *Particuliere Handelsociëteit* の結成を承認して5万グルデンを限度とする貿易を許した。ところが、1830年(文政13)には、この組合は解消され、さらに1835年(天保6)脇荷貿易をおこなう権利はバタヴィアで入札に付され、落札者が脇荷貿易権の賃借人(*pachter*)として長崎で貿易することに改められ、商館職員・船員の私貿易関与・参加は排除された。その後、賃借人による脇荷貿易は1854年(嘉永7)までつづいた。

(2) この賃借人による脇荷貿易によって持ち渡られた脇荷物も基本的に私的貿易品であることより、オランダ側史料は決して多いとはいえないが皆無ではなく、賃借人がバタヴィア政庁と結んだ契約書(kontract)についてはかなり残されている。このことより従来不鮮明であった脇荷貿易の制度面の解明が可能であると考えられた。また、日本側史料は本方貿易に比べて不十分なながらも体系的に整理していくことが可能と思われた。さらに賃借人によって持ち渡られた脇荷物も従来の脇荷物同様、本方荷物にはみられない薬品類、ガラス器・陶器・磁器などの食器類、皮革・酒・顔料・時計・雑貨・小間物類、書籍類が含まれており、当時の洋学興隆の面からみても、文化史上、大変重要な取引の品々ということがわかってきた。

(3) そこで、今回は 1835 年(天保 6)～1854 年(嘉永 7)に賃借人による脇荷貿易とその貿易品(脇荷物)に焦点を絞り、日蘭両側の貿易関係史料と共に物品そのものを調査・探訪・整理・分析の上、照合をおこない、本来の商品名・数量・取引値段・原産地などを明らかにし、併せて日本市場との関係、およびオランダ側の契約状況・供給体制を調査研究していきたいと考えるに至った。

(4) 本研究は、賃借人による脇荷貿易とそこで取引された脇荷物を正面より取り上げ、その実態を国内・国外史料の突き合わせによって、解明しようとするものであり、従来、明確でなかった点を明確にし、実態によって基礎的に解明していこうとするものである。

3. 研究の方法

考察対象を 1835 年(天保 6)～1854 年(嘉永 7)に設定し、次の順序・方法で研究を進めた。

(1) 日本での脇荷貿易に関して、バタヴィア政庁と賃借人との間で交わされた契約が年度ごとに如何なる取り決めであったかを解明する。

(2) オランダ側史料(「送り状」等)とその翻訳である日本側史料(「積荷目録」等)を収集、照合し、賃借人が持ち渡った「脇荷物」に関する彼我の用語を確定し、如何なる脇荷物が当時、日本に入って来ていたか究明する。その際、(1)で解明した契約に基づいておこなわれていたか否かを考察する。

(3) オランダ側史料(主として「送り状」)を分析し、個々の品物の出島までの流過程を究明する。

(4) オランダ側史料(「日本商館脇荷勘定帳」等)・日本側史料(「落札帳」・「見帳」等)の分析を通して長崎での取引を究明する。

(5) 日本市場にもたらされた個々の品物が日本国内において如何なる流通をみたか、蘭人・商人・長崎地役人の動きに注目し、解明する。

(6) オランダ側に焦点を移し、オランダ側の事情が、日蘭貿易、特に脇荷物(品目・数量・原産地等)に如何なる影響を与えていたか、国際事情と日本国内の事情とを有機的に検討し、1835 年(天保 6)～1854 年(嘉永 7)の日本の対外交渉の一面を物より解明する。

(7) 江戸時代後期、オランダ船輸入の脇荷物の取引を担当した阿蘭陀通詞(加役としての御内用方通詞、後には御用方通詞と呼ばれた)が書き留めた「諸書留」類(「御内用方諸書留」・「天保十三寅年ヨリ 御用方諸書留」など)を読み込み、その記述内容にオランダ側史料を照合する形で調査分析し、オランダ船が輸入した脇荷物とは当時の日蘭貿易の上でどのような位置付けができるのか調査・研究を進める。

4. 研究成果

(1) オランダ船が持ち渡った脇荷物は、従来より、オランダ商館長以下の館員や船員の役得として一定額だけ取引が許された私貿易品といわれていたが、天保6年(1835)に、オランダ商館長以下の館員や船員等の私貿易関与・参加は排除され、脇荷貿易はバタヴィア政庁によって決められた賃借人により独占的におこなわれることになった。この貿易は、政庁と賃借人との間で結ばれた契約(kontract)に基づいておこなわれていたが、翌天保7年にも、前年度同様賃借人と政庁との間で結ばれた契約に基づいておこなわれ、脇荷取引の売上額の増加をみていた。また、高率の収益が約束される取引であるウニコールの持ち渡りに象徴されるように賃借人の取引には前年度とは違った要素が見られるようになってきていた。

(2) つづく天保8年・同9年の脇荷貿易も、それぞれ前年の脇荷貿易を踏襲し、賃借人とバタヴィア政庁との間で結ばれた契約に原則として基づいておこなわれていたと考えられるが、天保9年の場合は、脇荷物の仕入総額が50,000グルデンを超えており、契約書第4条に反していた。さらに、賃借権料に関して、両年共に契約書で決めている35,000グルデンは支払われず、脇荷貿易の損失額に応じて減額されていることが判明した。また、両年の脇荷物の中にも誂物(注文品)として使用するためのウニコールが持ち渡られていたことは特筆される。

(3) さらに、天保10年(1839)~同14年(1843)の脇荷貿易をみると、オランダ船の来航がなかった天保12年を除いて、天保10・11・13・14年は、それぞれ賃借人とバタヴィア政庁との間で結ばれた契約書に原則として基づいておこなわれていたと考えられるが、天保11年の場合は、脇荷物の仕入総額が50,000グルデンを超えており、契約書第4条に反していた。また、脇荷物の種類については、従来と変わりはなく、薬種類、硝子器・陶磁器などの食器類、皮革・時計等々、雑貨・小間物類、さらに染織類・書籍類などからなっていた。さらに、1839年度用の契約書から加えられた賃借人の政庁勘定への資金投入の条項とその実態より、政庁が賃借人に優遇措置を施していたと同時に、政庁・賃借人相互に補完しあう密接な関係にあったことがわかってきた。

(4) 賃借人の脇荷貿易(1835年(天保6)~1854年(嘉永7))に関して、今回の研究では、上記の天保7年より同14年までを論考として報告できた。つづく弘化期は既に報告済みであり、嘉永期については、今回の研究で日蘭両史料の収集照合は終了しており、後日報告していく予定である。

(5) また、今回の研究では、賃借人の脇荷貿易(1835年(天保6)~1854年(嘉永7))をめぐって、ウニコール(一角)の輸入に焦点を絞り考察した。19世紀前半の日蘭貿易において、本来、誂物として輸入されていたウニコールが、天保7・8年と嘉永2、4~7年にかけて、脇荷貿易の賃借人によって輸入されていたことが判明した。その考察過程で、バタヴィア政庁が賃借人を保護し、優遇措置を施している一方、賃借人は、日本における赤字覚悟での取引や日本側の望む取引の継続から、政庁側に収益をもたらす導火線的な役割をも果たしていたと考えられ、政庁と賃借人はお互いに補完しあう密接な関係性を維持していたことが明らかになった。これは、4(3)での成果をさらに深めることとなった。

(6) 賃借人の脇荷貿易の前提条件を解明するものとして、シーボルト記念館に所蔵されている文化11年(1814)の脇荷貿易品に関する史料の紹介をおこない、脇荷物の取引をめぐる未解明の問題点を明らかにした。

(7) 福岡市美術館所蔵の「紫地小花文様更紗」をめぐって、その流通過程を考察・解明した。その結果、問屋・仲買を通して大坂の小橋屋呉服店に販売された反物であることが判明した。本品は本方荷物ではあるが、本品に関する考察は脇荷物の流通過程を解明する上にも参考となる大変重要な課題であると考えたことより研究に取り組んだ。

(8) 報告者が所属する鶴見大学文化財学科に寄贈された「更紗裂」432枚について、現存する輸入年の明確な「反物切本帳」内の裂と照合をおこない、各「更紗裂」の輸入年を考察・推測した。その結果、寄贈「更紗裂」が近世後期に輸入されたインドおよびヨーロッパ産の裂であることがあらためて確認でき、脇荷物としても輸入されていた更紗について、実物を整理・考察・提示することができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 5件）

1. 著者名 石田千尋	4. 巻 第57号4部
2. 論文標題 賃借人の脇荷貿易について - 天保10年(1839)～同14年(1843)を事例として -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 鶴見大学紀要	6. 最初と最後の頁 1～29
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 石田千尋	4. 巻 第57号第4部
2. 論文標題 続・オランダ船の輸入更紗 - 文化財学科新収史料「更紗裂」の紹介を中心として -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 鶴見大学紀要	6. 最初と最後の頁 51～89
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 石田千尋	4. 巻 第22号
2. 論文標題 賃借人のウニコール輸入 - 日蘭貿易における脇荷物と詔物 -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 比較文化研究	6. 最初と最後の頁 1～34
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田千尋	4. 巻 第30号
2. 論文標題 シーボルト記念館所蔵泉屋家文書「脇荷貿易品史料」について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 鳴滝紀要	6. 最初と最後の頁 1～32
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田千尋	4. 巻 第56号4部
2. 論文標題 江戸時代後期における賃借人の脇荷貿易について - 天保8年(1837)・同9年(1838)を事例として -	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 鶴見大学紀要	6. 最初と最後の頁 97～117
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.24791/00000497	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 石田千尋	4. 巻 第55号4部
2. 論文標題 近世後期における賃借人の脇荷貿易について - 天保7年(1836)を事例として -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 鶴見大学紀要	6. 最初と最後の頁 225～254
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.24791/00000197	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 石田千尋	4. 巻 第55号4部
2. 論文標題 蘭船持渡更紗の取引と国内流通 - 福岡市美術館所蔵「紫地小花文様更紗」をめぐって -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 鶴見大学紀要	6. 最初と最後の頁 17～28
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.24791/00000189	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----